

杉並区立杉森中学校いじめ防止基本方針

平成27年3月4日 策定

平成29年9月 一部改定

令和6年12月 一部改定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許すことのできない行為である。

しかし、いじめはどの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

そこで、本校では「いじめ防止対策推進法(以下、「法」という)」及び「東京都いじめ防止対策推進条例(以下、「条例」という)」に基づき、学校全体でいじめ防止のための対策をより効果的に実践するために「杉森中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめ防止対策の基本的な考え方

1 いじめ防止基本方針策定の目的

「法」及び「条例」を受け、未然防止・早期発見・早期対応・重大事態(重大事態とは「法 28条」)への対処について具体的な方針を立てることにより、計画的・組織的にいじめを防止し、「お互いを思いやり、明るく活気のある学校」「誰からも信頼される学校」を目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 基本理念

- (1) いじめは生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを理解し、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、教員の指導力を高めるとともに学校の内外を問わずいじめを無くすよう、計画的・組織的に取り組む。
- (2) いじめ防止のための対策は、生徒の生命及び心身を保護し、生徒をいじめから確実に守るとともに、生徒のいじめに関する理解を深め、生徒がいじめを知りながら放置すること無く、いじめの解決に向けて主体的に行動できるよう計画的・組織的に取り組む。
- (3) いじめ防止のための対策は、学校に加え、東京都、杉並区、教育委員会、学校運営協議会、学校支援本部、PTA、警察、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。

第2 杉森中学校が実施する施策（※生活指導主任は生活指導担当主幹教諭に充てる）

1 「杉並区立杉森中学校いじめ防止基本方針」の策定

2 いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織の設置

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、生活指導担当教員により「学校いじめ防止対策委員会」を構成する。以上のメンバーは重大事態が発生したときに事実関係を明確にするために調査を行う「重大事態等調査委員会」を兼ねる。また、個々のいじめ事案の対処等にあたっては、関係の深い教職員や特別支援教育コーディネーターを追加したり、さらに必要に応じスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校運営協議会会長、弁護士、スクールサポーター、子ども家庭支援センター職員等を両委員会に加えたりするなどの柔軟な組織とする。

3 具体的な取り組み

いじめはどの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的な未然防止活動、いじめがあったときには早期発見、早期対応、重大事態が起ったときの対処を行うために以下

のような取り組みを行う。

(1) 未然防止に関すること

ア 校内におけるいじめ防止研修の実施

人権教育プログラムを用いての研修、研修を受けた教員からの伝達講習などを積極的に行い「いじめはどこのクラスでも起こり得る」という意識を常にもつ環境をつくる。

イ 生徒会による啓発活動の指導・支援

生徒会役員にいじめ防止に関わる情報提供を生徒会朝礼などで定期的に報告させ、いじめ防止の意識をもたせ、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気を学校全体でつくる。

ウ 心の教育の充実

道徳教育・人権教育を中心として、年間指導計画に基づきながら、「思いやり」「友情・信頼」「人格尊重」「感謝」「生命尊重」「秩序・規律」「公徳心・社会連携」「公正・公平」「集団生活の向上」などの内容項目の中でいじめについて取り上げ、集団として「いじめは許さない」意識を高める。

エ スクールカウンセラーの有効活用

年度初めにスクールカウンセラーが教育相談やコミュニケーション授業を行い、相談に行きやすい環境を整える。

オ 教育環境の整備

授業規律、教室環境、掲示物、学校備品・消耗品、校内環境などを再確認し、安心して、落ち着いて学校生活を送れる環境を整備する。

カ 集団規律の徹底

学校朝礼、生徒会朝礼、学年集会などを定期的に行い、集団としてのルールを守る意識を高め、安心・安全で、落ち着いた学校生活を送れる環境をつくる。

キ 生徒の自尊感情を高めさせる

委員会活動、係活動、学校行事、部活動など生徒が活躍する場面を与える、朝礼、学年集会、学級活動などで賞賛する場面を設けることで自尊感情を高めさせる。

(2) 早期発見に関すること

ア 定期的なアンケート調査の実施

学校として毎学期「いじめに関するアンケート調査」を実施し、情報があった場合には早い段階で面談等を行なう事実を確認する。

イ 特に休み時間を中心に生徒の様子を気にする意識をもつ

学校内でいじめ等が起きやすい時間は圧倒的に休み時間が多いため。そこで、授業終了後の様子や、授業開始時の様子をより注意深く観察するとともに、昼休みなどはなるべく教室に残る、校内を巡回するなど、休み時間の生徒の動きを気にするよう努める。

ウ 問題があったときに、報告しやすい環境の整備

実際にいじめ等があったときに周囲の生徒が教員側に連絡することが一番多いというデータがある。学級や学年集会、全校朝礼などでいじめ等を絶対に許さないことを伝えるとともに、何か気が付いたことがあつたら連絡するように伝え、日頃から報告しやすい環境の整備に努める。

エ スクールカウンセラーの有効活用

スクールカウンセラーの目から見て、気になる生徒について情報をもらえるよう、校内委員会を定期的に実施する。

オ 組織的な教育相談体制の充実

教育相談コーディネーターが、保護者や地域、関係機関との連携やスクールカウンセラーとの相談・面談の調整を図るなど、校内における組織的な教育相談機能を充実させる。

(3) 早期対応に関すること

ア 常に情報の共有化を意識した組織的な指導

被害生徒、加害生徒、周辺生徒などから得た情報を常に共有化するために報告をこまめに行なう。また、管理職、生活指導主任、学年主任、部活動顧問、担任など生徒に関わる多くの教員で組織的に指導を行う。

イ 被害生徒を最優先させた指導

いじめを受けた生徒と、報告してきた生徒の安全を最優先させた指導を行う。

ウ 迅速な指導の徹底

丁寧な調査を行うとともに、『被害生徒からの聞き取り』『加害生徒からの聞き取り』『周辺生徒からの聞き取り』『問題点の整理』『被害生徒のフォロー』『加害生徒の指導』『和解の会』までを迅速に行なう。

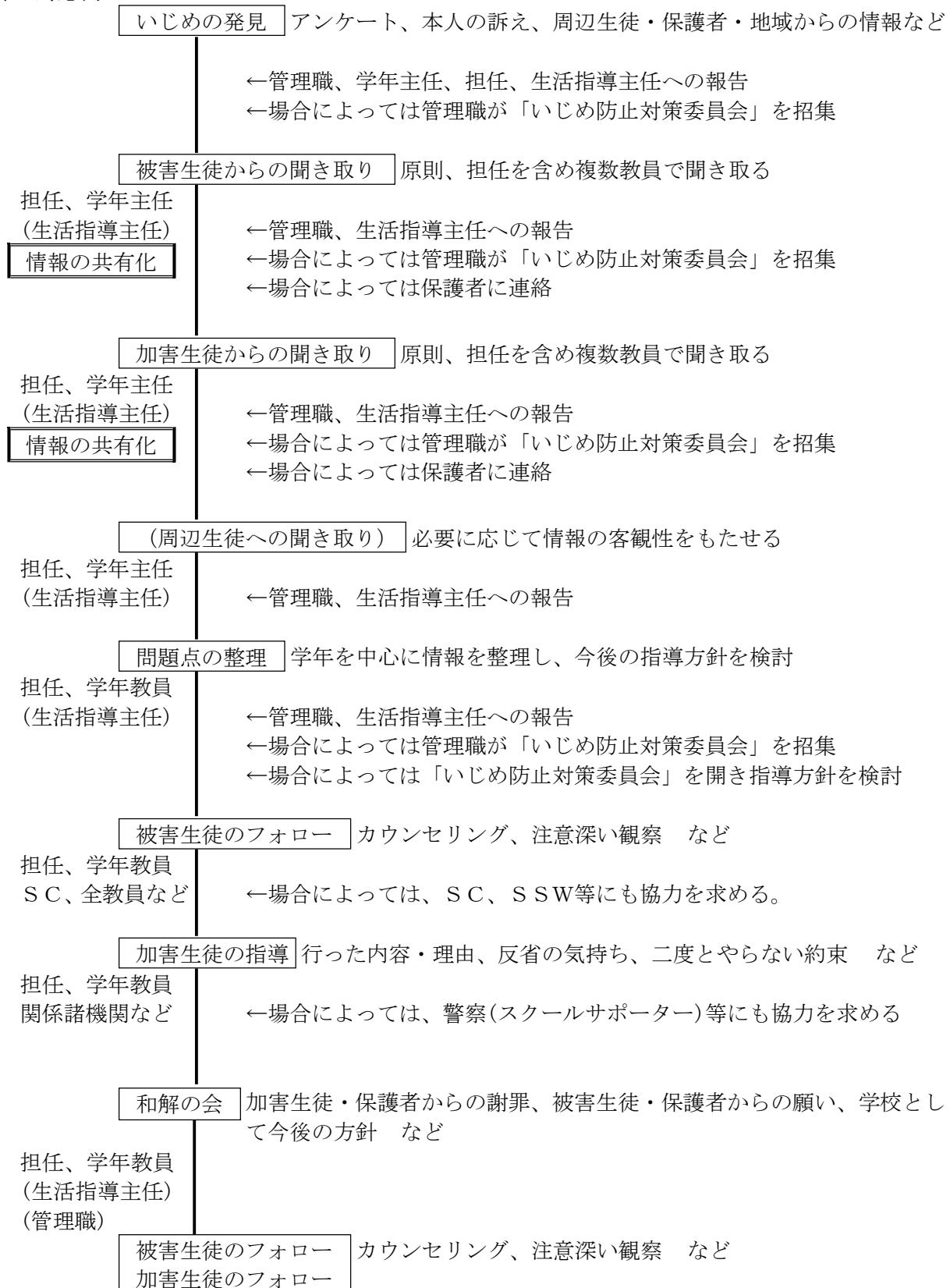
エ 保護者に協力を求める指導

学校での指導にとどめること無く、保護者にも協力を得ながら指導を行う。

オ 関係機関との連携

教育S A T、子ども家庭支援センター、児童相談所、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、警察などとも連携を取り、被害者側には継続的な観察・カウンセリングなど、加害者側には組織的・継続的な観察、指導などを実施する。

実際の対応例



『いじめの発見』

いじめの報告があった場合には、被害生徒や周辺生徒など報告してきた生徒の安全確保を最優先させた指導を行う。

『被害生徒からの聞き取り』

カウンセリングマインドを基本とした聞き取りを行う。1回で終わらなければ複数回、本人の負担とならない程度実施し、なるべく具体的な(いつ、誰から、どのようなことを)内容を聞き取る。また、今後どのような対応(加害生徒の指導、見守りなど)を取って欲しいかも聞き取る。

『加害生徒からの聞き取り』

基本は被害生徒本人からではなく、周り(周辺生徒、地域、保護者)から情報が入ったという設定で聞き取りを行う(更なるいじめ等を防止するため)。いじめは絶対に許さない姿勢を示しながらも、極端に威圧的にならないよう聞き取りを行う。無理に1回で終わらせようとせず、被害生徒からの情報と照らし合わせながら事実の確認を行う。

『問題点の整理』

被害生徒、加害生徒、周辺生徒からの情報を整理し事実の確認を行い、今後の指導方針を決める。被害生徒と加害生徒の意識に差がある場合には、再度聞き取り等を行い事実関係・問題意識等を生徒同士共有化させながら指導に当たる。

『周辺生徒への聞き取り』

周辺生徒の安全確保も最優先して聞き取りを行う(聞き取るタイミング、場所、時間等)。被害生徒、加害生徒からの情報だけで無く客観的な情報を得るために事実(いつ、誰が誰に対して、どのようなことを)を確認していく。原則、生徒1人に対して複数教員で聞き取ることが望ましいが、状況によっては複数生徒から同時に聞き取る方が効果的なこともある。

『被害生徒のフォロー』

更なる悪化を防ぐために、その後も定期的な面談や注意深い観察を心がける。また、場合によつては被害生徒本人だけで無く、周辺生徒からも情報を得る。

『加害生徒の指導』

いじめ等は絶対に許さない姿勢で指導に当たる。更なる悪化、再発防止のためにこの段階で納得して反省させることが重要。

『和解の会』

基本的には加害生徒本人・保護者からの謝罪及び今後二度と繰り返さないことを約束をさせる場とする。最後には学校として今後どのように対応していくのかを説明する(学年主任、生活指導主任、管理職)。

『いじめの解消』

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が、和解の会後、少なくとも3か月間継続していること。教職員は、その期間が経過するまでは、被害及び加害生徒の様子を観察し、期間が経過した段階で判断する。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注意深く観察する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) 重大事態への対処に関するこ

ア 被害生徒を最優先させた指導

被害生徒に対する複数教員によるマンツーマンでの保護など、安全を最優先させた指導を行う。

イ 法第二十八条に基づく調査を実施するための教育センターが設置する組織への協力
重大事態調査委員会(仮称)と連携を取り、事実関係を明らかにする。ウ 常に情報の共有化を意識した組織的な指導

被害生徒、加害生徒、周辺生徒などから得た情報を常に共有化するために報告をこまめに行う。また、管理職、生活指導主任、学年主任、部活動顧問、担任など生徒に関わる多くの教員で組織的に指導を行う。

エ 関係機関との連携

教育S A T、子ども家庭支援センター、児童相談所、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、警察などとも連携を取り、被害者側には継続的な観察・カウンセリングなど、加害者側には「校長及び教員による懲戒(法条文二十五条)」「出席停止制度の適切な運用等(法条文二十六条)」を含め、継続的な支援を実施する。

※「重大事態」とは法第5章第二十八条に定める以下のことをいう。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

なお、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

【全ての記録はいじめに関わった生徒が卒業、転学、退学等をしてから5年間は保存する】